

岡山市子ども・子育て会議 平成 26 年度 第 1 回就学前教育・保育部会（議事録／要約）

日時：平成 26 年 5 月 2 日（金）9:30～12:00

場所：岡山市職員研修所 3 階 第 3 研修室

開会

資料確認

議事

- ・ 成立確認

委員 14 人全員の出席により、成立を確認。

- ・ 「前回（第 6 回）就学前教育・保育部会でのご意見・ご要望について」

事務局 資料 1 「3 歳児教育実施園の状況（岡山市立幼稚園）」を説明。

（質疑なし）

- ・ 「「量の見込み」の補正等について」

事務局 資料 2-1～2-2 を一括説明。

資料 2-1 「量の見込み」の補正対象（受入れ枠の過不足）」

資料 2-2 「量の見込み」人口流動による補正(案)／年度別集計一覧表)」

（質疑なし）

事務局 資料 2-3 「認定こども園への移行について」を説明。

（質疑なし）

- ・ 「教育・保育提供区域における公立施設の設定について」

事務局 追加資料「教育・保育提供区域における公立施設の設定について」を説明。

前回の会議で、同会議の意見として承認された 2-2 区域（御南小学校区・西小学校区）の今幼稚園と 3-5 区域（福渡小学校区・建部小学校区・竹枝小学校区）の建部保育園について、再確認。

部会長 今後、30 の教育・保育提供区域ごとに、公としての役割を担う施設について、協議していく。当会議は、調査・審議する機関であり、決定機関ではない。この会議で協議し、意見としてまとめたものを基に、市が地域などとの協議を進めていくことになる。地域での話し合いの状況については、当会議に報告してもらうが、そういうものを当会議としてまとめようとしている。事務局から説明のあった 2 区域について、質問や意見は無いか。

委員 この会議の本来の目的は、保留児童を解消するため、保育の必要量の見込みを立てて、これをどうしていくのかを検討することだと考えている。公立施設に関する協議と保留児童の解消とは、どのように関係するのか。

事務局 当会議で必ず行わなければならないのは、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関してご意見をいただき、新制度下での施設・事業の認可と確認につい

て検討いただくこと。公立施設についての協議は、平成24年12月に策定した「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」に基づくもので、岡山市には公立施設が多いこともあり、私立事業者、保護者、教育・保育関係者、学識経験者など様々な方からご意見をいただき、検討すべきではないかということで、協議いただいている。

委員 子どもの数が少なくなっている施設が設定されている区域もあり、これでは、保留児童は解消しないのではないか。

事務局 公立の幼保連携型認定こども園は、保留児童の解消のみを目的に整備するものではない。30園は、公としての役割を担う施設として設定するもので、岡山型一貫教育の要としての役割や、他の施設では受け入れられにくい子どもや民間が参入しにくい人口の少ない地域での子どもの受入など、セーフティネットとしての役割を持つ。保留児童の解消には、民間活力を活かした認可保育所の新設などの対策を進める必要がある。

部会長 幼保一体施設又は幼保一体化が可能な施設についての説明を。

事務局 2-1 区域（岡南・清輝）から 4-4 区域（甲浦・小串・福島・南輝）までの7施設については、近隣に在り、一体化を進めやすい施設を考えている。

委員 幼保一体化については、保護者や地域の声をもっと聞いて進めて欲しい。2-1 区域の岡南幼稚園・岡南保育園では、岡南地区の保護者や地域が反対し、幼保一体化の取組が先延ばしになったと聞いた。

事務局 先延ばしではなく、保護者や地域のご意見を踏まえた施設改修とするため、協議や設計変更などに時間を要したもので、一体化に向けて、より良い方向で進めている。

委員 今、幼保一体化に向けた取組を行っている園以外でも、同じように保護者や地域の声をもっと大切にしたい。

委員 幼保一体化に向けた試行的な取組を行っている5園については、良好に進捗しているのか。

事務局 それぞれ状況は異なるが、良好に進んでいると考えている。

委員 3-3 区域（野谷・馬屋上・横井）は、人口や立地条件から、横井幼稚園・横井保育園の方が適当ではないか。

事務局 横井幼稚園・横井保育園はそれぞれ選定基準を満たしておらず、施設と施設の間に市道があるため、子どもの安全や給食の運搬などを考えると、一体的な活用が難しい面がある。野谷幼稚園・野谷保育園も、各園では選定基準を満たしていないが、敷地が接しているため、幼保一体化に向けた試行的取組を進めている園と同様に一体的な運用が可能と考えられ、基準を満たす施設となる。

部会長 実際に運用しようとする、施設間に公道などがある場合は慎重にならざるを得ないということ。幼保一体施設又は幼保一体化が可能な施設として、7施設について、承認して良いか。

（異議なし）

部会長 7施設について承認する。

事務局 2-4 区域（大元・鹿田）から 2-12 区域（平福・福浜）までの10施設について

は、各区域の中で、面積や定員等の施設状況、エアコンや調理室等の設備状況、在園児童数が20人以上であることの3基準を満たす唯一の施設を考えている。

委員 保留児童解消を考えれば、定員を充足していない施設を検討する方が良いのではないか。保留児童の解消もこの会議の大きな目的だ。

事務局 保留児童の解消のためには、幼稚園施設を活用することも有効だが、この区域では一体的な運用が見込める施設が無い。ご意見をいただく公立施設は、保留児童解消のためだけでなく、公としての役割を担い、セーフティネットなどの役割を果たすことになり、保留児童の解消には、民間活力の活用を踏まえた取組が別途、必要となる。当会議でご意見をいただいた内容を基に、今後、関係する地域での協議を行うことになる。

委員 3-2 区域の南方保育園は、定員を超えて受け入れている施設で、学区外からの入園者が多いので、地域の1号認定子どもが入れない恐れがある。また、選択されなかった公立施設はどうするのか、地域の声も聞いてから決める必要がある。

事務局 公の役割を担う施設を設定するとともに、他の公立施設については、地域との協議を経て、その方向性を定めることになるが、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」を基本に対応する。今後、保留児童解消への取組や幼保連携型認定こども園の整備を進めるが、当面はこれまでと同様に幼稚園や保育園として運用するとともに、20人未満の施設については、小規模の地域型保育事業への移行なども考えられる。

委員 セーフティネットという考え方は理解できるが、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」は、多くの保護者が反対していたのに、議会で採択された。「在り方」が決まったのだから問題ないという考え方は、市としてはどうなのか。

事務局 「在り方」は、市民の代表である市議会で承認されたものであり、これに沿った取組を進めることになる。その上で、関係者との協議も十分に行っていく必要がある。

委員 施設の耐震性は、問題ないのか。病児・病後児保育や一時保育の有無なども検討すべき要素ではないか。

事務局 耐震化が必要であれば、耐震改修を行う。病児・病後児保育などは、子ども・子育て支援新制度では、地域子育て支援事業とされ、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で検討する必要があり、別途、ご意見を伺うことになる。

部会長 全ての基準を上回る唯一の施設として、10施設について承認して良いか。  
(異議なし)

部会長 10施設について承認する。

事務局 2-3 区域(吉備・陵南)、2-8 区域(旭東・平井)には、面積や定員等の施設状況、エアコンや調理室等の設備状況、在園児童数が20人以上であることの3基準を全てクリアした施設は無いが、区域内で最も適当と思われる施設を設定している。

委員 2-3 区域の陵南幼稚園には余裕教室が2室しかなく、入園児も多いが、幼保連携型認定こども園に移行できるのか。

事務局 現在の施設状況であっても、満3歳児以上の子どもを午後まで保育できれば、

認定こども園の要件に該当するが、就学前の全年齢を受け入れるためには、施設の改修も必要となる。

委員 セーフティネットの役割を果たすには、低年齢児の受入も必要だが、セーフティネットとは何か、どうするのか。

事務局 希望する子どもがいずれかの園に入れるように、施設の整備などを進める。

部会長 基準・施設の状況を考慮した2施設について承認して良いか。

(異議なし)

部会長 2施設について承認する。

部会長 時間の都合上、今回は事務局から一通り説明を受け、次回以降に協議することとして良いか。

(異議なし)

事務局 追加資料「教育・保育提供区域における公立施設の設定について」を説明。

#### ・「その他」

事務局 「子ども・子育て支援新制度の施行に必要とされている各種基準を定める条例骨子案へのご意見募集（パブリックコメント）」及び「認可保育所を新設・運営する事業者の募集」の実施について報告。

委員 パブリックコメントの実施を初めて知ったが、意見を言うにはどうすれば良いか。

事務局 意見募集の期間中に、コメントを寄せていただきたい。

委員 この会議では審議しないのか。

部会長 当会議の役割は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することだが、今回のパブリックコメントの対象である市条例は、関わりが全く無い訳ではない。当会議でパブリックコメントについて協議するかどうかについての提案については、部会長と事務局とで検討の上、後日、お知らせする。

#### ・閉会

次回会議 次回の開催日時・場所などは、後日、連絡。